

職員健康診査委託（4,253,552円）について

	ぬま健司の質疑	田辺一城市長の第1答弁
①	<p>健康診査結果に基づく職員の健康状態の評価について委員会では、「他団体と比べて大きな差はない」、「悪化していない、現状維持」、「悪い状態にない」とあいまいな答弁だった。</p> <p>職員の健康状態の評価と健康課題の把握についてデータ、エビデンスに基づいた市長の見解を求める。</p>	<p>市職員への職員健康診査については、地方公務員に原則適用される労働安全衛生法に基づき実施している。この労働安全衛生法は職場における労働者の安全と健康の確保等を目的としており、法令に基づく健診の実施により、健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療による重症化予防、病気の予防に寄与するものと考えられる。職員の健康状態については、個々の健診の結果から、健診実施機関が検査項目毎に判定し職員に伝えており、併せて事業所全体として緊急的な対策が必要な状況ではない旨、確認している。</p>
<p><コメント>要精密検査は150人で29.5%、要治療は61人で12%という事実を直視すべき。</p>		
②	<p>HbA1cとLDLの基準越え割合について委員会では、「個別に把握していないため、算出できない」、「契約では個別に把握する仕様になっていない」、「詳細を求めれば新たにお金がかかる」との答弁だった。</p> <p>健診結果のデータを入手できず、職員全体の健康状態の判定ができない職員健康診査委託契約となっているのはなぜか、市長の見解を求める。</p>	<p>職員健康診査については、労働安全衛生法等の規定に基づき、法令に定める必要な検査を実施している。その結果を踏まえ、事業者として本市は必要な受診勧奨等を行っている。個々の職員が自身の健康状態を把握し対処することが重要と考えており、職員全体の健康状態の把握については、その必要性を含めて考えるべきかと思う。なお、保険者である福岡県市町村職員共済組合は独自に重点的に取り組む疾病予防の観点から、ヘモグロビンA1c値や血圧値が高い職員へ個別に受診を勧奨し、必要な情報提供も行っている。</p>
<p><コメント>「自己責任」、「委託先任せ」で市が主体的にデータを分析しようという姿勢がない。</p>		
③	<p>第5次総合計画アクションプランには「職員管理事務」が掲げられ、「職員の健康診断等の職員の健康と安全の確保」という記載がある。</p> <p>市長は「職員の健康診断等の職員の健康と安全の確保」についてその推進体制、健康課題を解決する具体策、目標値や目標期限についてどう認識しているか見解を求める。職員健康診査委託は健康経営に基づく取り組みとなっているか。</p>	<p>職員の健康と安全の確保については、人事秘書課が所管し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生委員会を設置し、職員の健康の保持増進に取り組んでいる。具体的な取組として、法令に基づく職員健診や、産業医・保健師面談による事後フォロー、外部相談窓口「EAP」の活用、ストレスチェック、その他運動習慣の重要性の啓発等を進めており、これらの取組は健康経営に資するものと考えている。</p>
<p><コメント>「健康経営」の意義を理解していない。「職員を信頼している」という言葉で具体策をあいまいにしている。要精密検査や要治療の割合を下げるなどの目標値の設定が必要。</p>		

